○山梨県警察工事成績評定要領の制定について

〔令和３年４月７日
例規甲（会施）第３号〕

山梨県警察工事成績評定要領

第１　目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第６条に基づき、総務室会計課が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適正な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

第２　評定の対象

評定の対象は、国庫支弁とし、原則として１件の請負金額が５００万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で支出負担行為担当官（警察本部長をいう。以下同じ。）が必要がないと認めたものについて、評定を省略することができる。

第３　評定の内容

工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第４　評定者

第３の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の１１に基づく工事の請負契約についての監督を行う者（以下「技術評価官」という。）及び検査を行う者（以下「技術検査官」という。）とし、支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官が指名する者とする。

第５　評定の方法

評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

(1)　評定は工事成績採点表（第１号様式）、細目別評定点採点表（第２号様式）、考査項目別運用表（別表第１）及び施工プロセスチェックリスト（別表第２）により行うものとする。

(2)　評定結果は工事成績評定表（第３号様式。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(3)　請負契約により工事監理業務を実施している場合は、監理業務請負者との協議により評定を行うものとする。

第６　評定の時期

技術検査官は検査を実施したとき、技術評価官は工事が完成（一部完成を含む。）したときに、それぞれ評定を行うものとする。

第７　評定表等の提出

評定者は、工事が完成（一部完成を除く。）したときは、遅滞なく、支出負担行為担当官に評定表等を提出するものとする。

第８　評定の結果の通知

支出負担行為担当官は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に速やかに工事成績評定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

第９　評定の修正

１　支出負担行為担当官は、第８の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

２　支出負担行為担当官は、１の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

第１０　説明請求等

１　第８又は第９による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して１０日（この期間には、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、支出負担行為担当官に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　支出負担行為担当官は、１による説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（第５号様式）により回答するものとする。

３　支出負担行為担当官は、２の回答をする場合、山梨県警察工事成績評定評価委員会設置要領（平成２２年３月９日付け、通達（会営）第６１号）に定める山梨県警察工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

第１１　再説明請求等

１　第１０の２の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して１０日（県の休日を含まない。）以内に、書面により、支出負担行為担当官に対して、再説明を求めることができる。

２　支出負担行為担当官は、１による再説明を求められたときは、警察庁入札等監視委員会の審議を経て工事成績評定に係る再説明書（第６号様式）により回答するものとする。

様式及び別表　省略